

閉会中の調査報告

総務常任委員会

○所管事務調査：「湖南省指定管理者制度」「湖南省地域おこし協力隊」について

開催日時 令和4年1月17日（月） 9：30～12：10
出席者 望月委員長、藤川副委員長、森委員、奥村委員、中土委員
副田委員、菅沼議長
説明員 「湖南省指定管理者制度」
市長、総務部部長、総務部次長、行財政改革推進課長、
行財政改革推進課課長補佐、行財政改革推進課主任主事
「湖南省地域おこし協力隊」
市長、総合政策部長、総合政策部次長、地域創生推進課長

概要説明

「湖南省指定管理者制度」

現在、指定管理を行っている58施設の内、管理期間が令和5年3月31日に41施設が終期を迎えることから、指定管理者制度の現状・今後の取り組みについて、説明を受けた。

（委員会ファイル 総務常任委員会令和4年1月17日 資料参照）

主な質疑

平成18年「指定管理者制度」導入以来、指定管理者が代わった施設はあったのかとの質疑に対して、18の施設で管理者が交代しているとの答弁でした。従前指定管理していた指定管理者が、「指定管理者候補者選定委員会」の選考による評価点により、他の指定管理者へ代わった施設はあったのかとの質疑に対して、6つの施設で管理者が交代しているとの答弁でした。施設によって、管理期間に差があるのかの質疑に対して、原則5年間ですが新規に公募した事等により違いがありますとの答弁でした。指定管理者制度のメリット・デメリットについての質疑に対して、メリットとしては指定管理者が民間ノウハウを生かした管理が出来ること、例として指定管理者がネットワークを活用し、総合体育館でバスケットのプロリーグ「滋賀レイクスターズ」を招き交流会を開催したことや、諸課題への許可等に即効性が生まれた点があり、デメリットとしては大規模修理が必要となった場合、予算措置等即効な対応が難しい点や、指定管理者からの報告・連絡が遅れた場合、更にその対応が遅れること、また、指定管理者が期間毎に代わることで事業の継続性を保つのが難しいことがあるとの答弁でした。今後の指定管理者制度への取り組みについての質疑に対し、公募による管理施設を増やして行きたいが、収益性の高低・利用者の多少等で、応募数が左右される。施設が指定管理者制度に適しているのか、行政による直営管理を始め、指定管理者制度以外の包括管理制度やPFI方式（建設から運営

まで)等の検討が必要か、見直しを行い次に繋げて参りたいとの答弁がありました。

「湖南省地域おこし協力隊」

平成23年度より、「湖南省地域おこし協力隊」制度を導入して来ている。

これまでの実績と現在の取り組みについて、説明を受けた。

(小冊子NCL KONAN, 委員会ファイル 総務常任委員会令和4年1月17日 資料参照)

主な質疑

従来型とローカルベンチャー型との違いについての質疑に対し、従来型は、「市」が募集した隊員がイベント等を通じて地域と密着しますが、地域課題から「仕事」を自ら見つけ出し企業化していく、仕事からの成定住化が難しく、定住者は7年間14名の隊員の内2名でした。ローカルベンチャー型は、「市」が「NCL」に、「仕事」の見つけ出しから、隊員募集・定着までの事業を委託したことで、4年間12名の隊員の内11名が定住しているとの答弁でした。「NCL」の事業費と事業についての質疑に対し、事業費は国から「報酬」「活動経費」「起業支援金」「募集経費」として[湖南省]に交付され、委託された「NCL」が、その「活動経費」「募集経費」の中から、「NCL」の事業費を繰り出している。事業は、コーディネーターとラボメンバーが役割分担して行っており、12名の隊員が12種類の「企業化」を目指し、起業に取り組んできているとの答弁でした。「報酬」についての質疑に対し、月に20日、一日7時間45分の活動実績に基づいているとの答弁でした。